

## 「(仮称) 八戸市いじめ防止条例」の構成(案)への意見募集

現在、八戸市では、いじめは絶対に許されない行為であること、いじめの防止等に社会全体で取り組むべきものとして、市、教育委員会、市立学校、保護者、市民、関係機関等がそれぞれの立場から相互に連携し合い、社会全体で子どもを見守ることができるよう、いじめの防止等のための体制・対策の強化を図ることを目的として「(仮称) 八戸市いじめ防止条例」の制定を進めております。

つきましては、この条例の構成(案)に対して、市民の皆様のご意見を募集します。

募集期間	令和6年8月1日(木)～令和6年8月30日(金) 午後5時必着
意見の提出方法	別添意見提出様式又は氏名、住所、電話番号を明記した任意様式により、郵送、FAX、電子メール又は直接持ち込みのいずれかの方法により提出してください。(電話による意見の受付はいたしませんので、ご了承ください。)
意見の提出先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 教育委員会 教育指導課(市庁本館5階) FAX : 0178-47-4997 E-mail : shido@city.hachinohe.aomori.jp
資料等	○ (仮称) 八戸市いじめ防止条例の構成(案) ○ 意見提出様式
資料等の閲覧 入手場所	八戸市教育委員会教育指導課(市庁本館5階)、南郷事務所、各市民サービスセンター、各公民館(土・日・祝日除く、午前8時15分から午後5時まで) ※ 資料等はホームページでも入手できます。 (トップ>組織から探す>教育指導課>いじめ防止条例)
その他	○ 提出いただいたご意見とご意見に対する市の考え方は、住所・氏名等の個人情報を除いて、概要を公表する予定です。 ○ ご意見に対する個別の回答は行いません。 ○ 電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。 ○ 住所・氏名等が記載されていない場合、ご意見としてお受けできません。 ○ ご記入いただいた住所・電話番号等は、ご意見の内容について不明な点があった場合等の連絡に使用します。 ○ 提出いただいたご意見は、今回の意見募集以外の用途に使用することはありません。

### 【お問合せ】

八戸市 教育委員会 教育指導課

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

TEL : 0178-43-9461 (直通) FAX : 0178-47-4997

E-mail : shido@city.hachinohe.aomori.jp